江北町　導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

　　本町の人口は、１９６０年（昭和３５年）に１６，３７９人でピークをむかえ、その後も人口減少を続けていたが、１９９０年（平成２年）の国勢調査人口が９，４８３人であったのに対し、１９９５年（平成７年）には９，５３９人と増加に転じた。その後は増減をし、２０１５年（平成２７年）には９，５８３人となっている。

　　本町の基幹産業である農業においては、農業所得の減少、就農者の高齢化・兼業化による農業従事者の減少、後継者不足など多くの課題を抱えており、商業においては、町外からの専門店の進出や交通手段の進展により地域消費者の購買動向は大型店舗へとシフトの度合いを増しており、地元商店や事業所の存続が、その後継者問題と相俟って大きな課題となっています。

さらに、町民の雇用を生み、地域の活性化や若者の定住など、地域の振興にと　って重要である工業においては、企業の生産調整や派遣問題など国・県との連携に基づく総合的な施策で対処しなければならない問題があります。

　また、町内の法人数（平成２９年）は２０９事業所あり、そのうちの大部分が中小企業であり、現在の生産力を向上させるためには、労働生産性を向上させることが必須である。そのため本計画により中小企業者の先端設備等の導入を促進し、労働生産性の向上を図ることとする。

（２）目標

　　町内の中小企業者の人手不足への対応を促進するため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備に更新する等新たな設備投資により生産性の向上を図る中小企業を支援し、本町の活性化につなげることを目標とする。

　　なお、具体的な目標として、本計画の計画期間内に先端設備等導入計画を５件以上認定することとする。

（３）労働生産性に関する目標

　　生産性向上特別措置法第３７条第１項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

　本計画において定める先端設備等の種類については、中小企業者による幅広い取組を促すため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第１条第１項で規定する先端設備等の全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

　　対象地域については、本町における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本町内におけるすべての地域とする。

（２）対象業種・事業

　　対象業種・事業については、本町の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

　　導入促進基本計画の計画期間は、国が本計画を同意した日から３年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

　　先端設備等導入計画の計画期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

　・人員削減を目的とした取組については、計画認定の対象としない。

　・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、計画認定の対象としない。

　・町税を滞納している者が計画する事業は、計画認定の対象としない。